

議会受付番号	鎌議第 1296 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

自治労連第 34 回大会に於ける職員の発言

2 質問の要旨

鎌議第 1191 号に於いて自治労連第 34 回大会の答弁として、同 HP 記載の芳賀秀友が「住民本位で効率的な予算運用は、労使協議で検討していく」ことについて、そのような事実はないと答えている。では、どちらかが虚偽していることとなるが、公の場で発言し、全世界が見るインターネット上で公開された場で鎌倉市に係る発言について、鎌倉市職員が行ったものであるならば問題である。

- 1 本件について芳賀は何と認識しているのか、嘘をついているのか、確認せよ。
- 2 鎌倉市政に係る件について虚偽の発言をしたということか。
- 3 鎌倉市として問題無いという認識か。

3 答弁

- 1 当人によれば、市の税財政について労使で研究・協議をする場を設けることが確認されたので、その中で、事業の見直しなどについても職員組合として提言していきたい旨を発言したとのことです。ホームページに記載の発言は、当人が発した直接的な言葉ではなく、大会事務局が要約したものがこのような表現になっているとのことです。
- 2 大会事務局が当人の発言を要約したものですが、真意が伝わらず、他者の誤解を生むような表現であると考えます。
- 3 本件は、鎌倉市職員労働組合執行委員としての発言ですので、市政に係る件についての発言は、正確を期し、慎重な対応をするよう本人に求めていきます。